（認定を受けた登録無形文化財保存活用計画の軽微な変更）

第二十一条　法第七十六条の十四第一項の文部科学省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

一　計画期間の変更

二　登録無形文化財の保持者について、その保持する登録無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたこと又は死亡したことに伴う変更

三　登録無形文化財の保持団体が解散（消滅を含む。）したことに伴う変更

四　前三号に掲げるもののほか、登録無形文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更

第五節　重要有形民俗文化財保存活用計画

（重要有形民俗文化財保存活用計画の認定の申請）

第二十二条　法第八十五条の二第一項（法第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による重要有形民俗文化財の保存及び活用に関する計画（以下「重要有形民俗文化財保存活用計画」という。）の認定の申請をしようとする者は、別記様式第十二号による申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一　重要有形民俗文化財保存活用計画に法第八十五条の二第三項（法第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。第二十四条第二項において同じ。）に規定する事項を記載している場合には、次に掲げる書類、図面及び写真

イ～ホ　［略］

二　［略］

第二十三条　［略］

第二十四条　［略］

［条を加える。］

第四節　重要有形民俗文化財保存活用計画

（重要有形民俗文化財保存活用計画の認定の申請）

第十九条　法第八十五条の二第一項（法第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による重要有形民俗文化財の保存及び活用に関する計画（以下「重要有形民俗文化財保存活用計画」という。）の認定の申請をしようとする者は、別記様式第十一号による申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一　重要有形民俗文化財保存活用計画に法第八十五条の二第三項（法第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。第二十一条第二項において同じ。）に規定する事項を記載している場合には、次に掲げる書類、図面及び写真

イ～ホ　［同上］

二　［同上］

第二十条　［同上］

第二十一条　［同上］

（重要有形民俗文化財保存活用計画の認定の基準）

第二十五条　法第八十五条の二第四項第四号（法第八十五条の四（法第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。第二十七条において同じ。）において読み替えて準用する法第五十三条の三第二項及び第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～三　［略］

（現状変更等の届出の特例の際の様式）

第二十六条　法第八十五条の三（法第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十三号による届出書を文化庁長官に提出しなければならない。

第二十七条　［略］

第六節　重要無形民俗文化財保存活用計画

（重要無形民俗文化財保存活用計画の認定の申請）

第二十八条　法第八十九条の二第一項の規定による重要無形民俗文化財の保存及び活用に関する計画（以下「重要無形民俗文化財保存活用計画」という。）の認定の申請をしようとする者は、別記様式第十四号による申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

（重要無形民俗文化財保存活用計画の記載事項）

第二十九条　法第八十九条の二第二項第四号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

三　重要無形民俗文化財に係る保存地方公共団体等の名称

四　［略］

（重要有形民俗文化財保存活用計画の認定の基準）

第二十二条　法第八十五条の二第四項第四号（法第八十五条の四（法第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。第二十四条において同じ。）において読み替えて準用する法第五十三条の三第二項及び第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～三　［同上］

（現状変更等の届出の特例の際の様式）

第二十三条　法第八十五条の三（法第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十二号による届出書を文化庁長官に提出しなければならない。

第二十四条　［同上］

第五節　重要無形民俗文化財保存活用計画

（重要無形民俗文化財保存活用計画の認定の申請）

第二十五条　法第八十九条の二第一項の規定による重要無形民俗文化財の保存及び活用に関する計画（以下「重要無形民俗文化財保存活用計画」という。）の認定の申請をしようとする者は、別記様式第十三号による申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

（重要無形民俗文化財保存活用計画の記載事項）

第二十六条　法第八十九条の二第二項第四号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二　［同上］

三　重要無形民俗文化財に係る法第八十七条第一項の保存地方公共団体等の名称

四　［同上］